

部活動振興会会則

熊本市立城南中学校

第1条 本会は、熊本市立城南中学校部活動振興会（以下、本会とする）と称する。

第2条 本会は、熊本市立城南中学校（以下、城南中学校とする）の生徒を対象に、保護者の承諾によって部員となり、その部員の関係者を持って組織するものとする。

第3条 本会は、城南中学校生徒の健全な心身の発達を目指し、部活動への関心を深め、その振興をはかることを目的とする。

第4条 本会の事務局を城南中学校に置く。

第5条 本会に次の役員を置く。

○会長 1名 ○顧問 1名 ○副会長 3名

○理事 9名 ○会計 1名 ○書記 1名 ○監事 3名

- 1 会長は、城南中学校 PTA 会長があたり、本会を代表し会務を総括する。
- 2 顧問は、城南中学校長とし、諸会議で意見を述べる事が出来る。
- 3 副会長は PTA 副会長のうち2名と教頭があたり、会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
- 4 理事は保護者7名と教員2名で構成し、本会の企画運営にあたる。
- 5 会計と書記は、会長が委嘱し、会計は、本会の会計規則に基づいて業務を遂行する。書記は、本会の諸記録などを行う。
- 6 監事は、保護者2名と教員1名で構成し、会計業務の監査を行い、会員に結果を報告する。

*本会の各部保護者より、部長1名を選出する。また、各部に若干名のコーチを置くことが出来、会長が委嘱する。

第6条 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は、会長が補充委嘱する。

第7条 本会の会議は、保護者総会と理事会及び総務会を持ち、全て会長が招集する。

1 保護者総会は、全会員の保護者で構成し、最高の議決機関である。

2 理事会は、会長、副会長、理事、会計、書記で構成し、本会の運営について審議する。

3 総務会は、会長、副会長、理事、会計、書記で構成し、本会の運営について審議する。

第8条 本会の経費は、入会費及び補助金・寄付金をもって充てる。ただし、入会費については毎年理事会で決定する。

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

第10条 本会の会則は、保護者総会において改正することが出来る。

付則

第1条 この会則は、昭和62年4月29日より施行する。

平成24年4月30日総会で一部改正。

平成25年8月1日部活動役員会で一部改正。

平成28年は熊本地震のため総会中止。

平成29年4月28日総会で一部改正。

平成31年4月26日総会で一部改正